平成２６年（フ）第５２３号
埼玉県所沢市北所沢町2269番地の28　ハイツメガロン301
債務者　川原　育子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４３号
千葉県山武郡九十九里町西野200番地８
債務者　野田　　巧
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第７６号
山形県南陽市三間通1229番地の１市営桜木住宅Ｃ－７
債務者　井渕　信行
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４８１号
埼玉県飯能市大字原市場80番地４
債務者　安保　愛子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５０４号
埼玉県狭山市大字東三ツ木278番地の３コーポニュー狭山Ａ―203、前住所埼玉県狭山市新狭山２丁目３番地の４　ライオンズプラザ新狭山503
債務者　大内富久子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５４０号
埼玉県川越市大字藤倉93番地　けやき館101号室
債務者　八木　利和
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４４９号
埼玉県三郷市高州３丁目244番地１
債務者　細川　素子
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１６２６号
札幌市東区北22条東15丁目４番10―105号
債務者　山岸みさ子（旧姓古内・佐々木）
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９３０号
札幌市東区北10条東11丁目４番５号　ＡＭＳエイト102号
債務者　北林　榮一
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７号
群馬県利根郡昭和村大字橡久保252番地１
債務者　内田ひろみ
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
群馬県利根郡片品村大字越本2260番地５
債務者　沼能　尚史
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
群馬県太田市浜町65番12―Ｌ192号
債務者　小林スミ子
1　決定年月日時　平成26年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１０８６号
埼玉県和光市中央２丁目１番６号　集成パーソナルハイツ403、旧住所埼玉県狭山市入間川1500番地の22　メゾンサンヒルズ402
債務者　共田　一也
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０６号
埼玉県川口市南前川１丁目９番24号
債務者　佐藤　りつ
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１１１７号
さいたま市見沼区大字大谷1664番地４　県営大宮七里第二団地１―202
債務者　小松　正幸
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１７号
埼玉県富士見市大字水子4971番地　エノキ荘202
債務者　榎本　公司
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５２４号
埼玉県狭山市大字水野764番地の24
債務者　降田　　豊
1　決定年月日時　平成26年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部